

## 上天草市スポーツ合宿等誘致推進助成金について

**Q1** 補助対象となる合宿の期間は？

**A1** 令和2年9月1日から令和3年3月31日までの間に実施される合宿が対象です。（※年度をまたぐ場合は、令和3年3月31日までの宿泊分が対象となります。）  
ただし、予算の上限に達した場合は、受付を早期に終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**Q2** 宿泊先や旅行代理店等が申請できる？

**A2** 申請者名は、補助対象となる利用団体になり、印鑑等も必要です。ただし、確認書類等の添付書類を揃えて、利用団体の代表者の承諾を得ている場合に限り、申請代行を行うことはできます。

**Q3** 合宿等実施日の何日前から申請できるの？

**A3** 体育施設は利用日の属する月の2カ月前から予約できます。  
助成金の申請は、必ず10日前までに必要書類の提出をお願いします。

**Q4** 補助申請の可否の確認はどうすればいいの？

**A4** 提出された申請書類の不備等を審査した後、申請者あてに、「補助金交付決定通知書」を送付します。

**Q5** 合宿等が中止や延期になった場合はどうすればいいの？

**A5** 【延期の場合】変更後の日程をご連絡ください。決定通知後に日数が変わる場合は、再度申請が必要です。【中止の場合】施設のキャンセルも含め3日前までをお願いします。

**Q6**

決定通知後に参加人数の変更があった場合の対応は？

**A6**

**再度申請書の提出が必要です。**

人数の変更により、申請書、予算書等の内容の変更が必要になります。再提出が無かった場合は当初の決定額が支払の上限額となりますので、ご注意ください。

**Q7**

メールやFAXでの申請は出来るの？

**A7**

**郵送もしくは持参でのみ受け付けます。**

申請者の押印が必要なことや添付書類に学生証の写しや学校長の証明等が必要な場合もあり個人情報も掲載されているためご理解をお願いします。

**Q8**

旅行代理店を通した、宿泊先の予約や旅行パック等を利用した合宿の場合は対象となるの？

**A8**

**予約の方法に限らず、対象となります。**

ただし、上天草市内の体育施設を利用した合宿であることや上天草市内の宿泊施設を利用することが前提です。

**Q9**

教師、監督、コーチ、保護者等も補助対象になるの？

**A9**

**対象となるのは、選手（学生）のみとなります。**

引率者等は対象となりません。ご了承ください。

**Q10**

上天草市に宿泊し、近隣市町村で練習等を行ったり、逆に近隣市町村へ宿泊し、上天草市で練習等を行う場合は対象になるの？

**A10**

要綱では、「市内のスポーツ施設等を利用して練習し、かつ、市内の宿泊施設に宿泊するものであること。」とあるため、**宿泊・練習等ともに上天草市で行った場合対象**となります。

**Q11**

合宿を複数の市町村で行う場合の申請はどうするの？

**A11**

宿泊・練習等とともに上天草市で行った日が対象となります。

**Q12**

夏合宿、冬合宿と年に2回の合宿を予定しているが、一度助成を受けたら受けられないの？

**A12**

どちらも対象となります。それぞれの合宿の際に申請を行って頂く必要があり、助成額もそれぞれに20万円を上限に交付します。

**Q13**

人数が多いため、宿泊施設を2ヶ所以上に分けて利用した場合の申請や補助対象はどうなるの？

**A13**

申請は1団体1申請でお願いします。宿泊が複数個所に分かれる場合も、算定は各宿泊施設の合計延べ宿泊者数で行います。申請書は1枚でOKですが、後日、実績報告の際にそれぞれの宿泊施設の宿泊証明書が必要となります。

**Q14**

助成金の受け取りや振込口座はどうなるの？

**A14**

口座振込のみとなります。また振込先の名義は基本申請者名義の口座となります。申請者名や申請団体の代表者名義の口座と異なる場合は、別途委任状が必要となります。

**Q15**

助成金の支払はいつになるの？

**A15**

合宿終了後に、上天草市へ「実績報告書等」書類一式を提出していただき、書類審査を経て、「交付確定通知書、請求書」を送付しますので、請求書を上天草市へご提出ください。請求書を受領してから概ね14日程度で指定口座へ振り込みます。会計課等の支払事務の状況次第では、若干遅れる場合もありますのでご了承ください。